

平成22年度 子ども手当のご案内

平成22年4月1日より、児童手当に変わり子ども手当が支給されます。対象となる子どもが中学校修了前まで延長され、手当額も1人13,000円（月額）に増額されます。また、児童手当制度にあった所得制限が撤廃されます。



子ども手当の概要

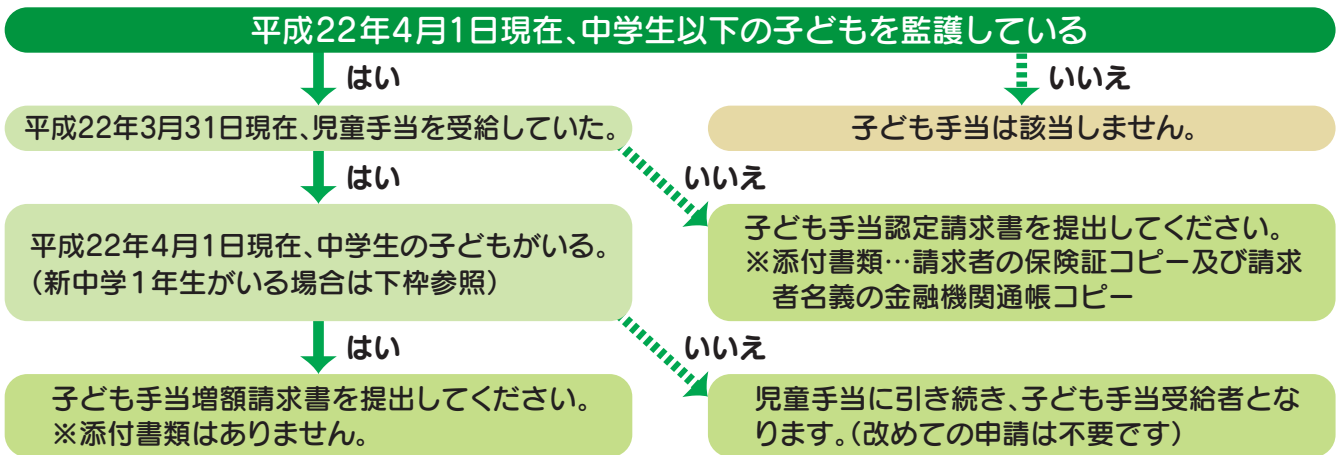
子ども手当制度は、『次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもに子ども手当を支給する』という趣旨のもと、創設されました。

児童手当(平成22年3月31日まで)		子ども手当(平成22年4月1日から)	
受給者(請求者)	12歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども(小学校修了前の児童)を養育している方のうち生計中心者	受給者(請求者)	15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども(中学校修了前の子ども)を養育している方のうち生計中心者
対象児童	0歳～小学校修了前	対象となる子ども	0歳～中学校修了前
手当月額(1人)	3歳未満まで 10,000円 3歳～小学校修了前 第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	手当月額(1人)	13,000円
所得制限	あり	所得制限	なし
支給時期	年3回(6月・10月・2月)	支給時期	年3回(6月・10月・2月)

公務員の方については、職場での請求となります。

請求方法

該当する子どもがいる世帯には個別に通知します。(4月下旬発送予定)



- 児童手当を受給されていた方で新中学1年生がいる場合は、平成22年3月31日時点で児童手当消滅とはなりませんので、子ども手当も引き続き受給者となります。請求については、上記とは異なります。
- 例1) 新中学1年生のみいる場合 児童手当に引き続き、子ども手当受給者となります。(改めでの申請はありません)
 - 例2) 新中学1年生・小学5年生がいる場合 児童手当に引き続き、子ども手当受給者となります。(改めでの申請はありません)
 - 例3) 中学3年生・新中学1年生がいる場合 子ども手当増額請求書(中学3年生分)を提出してください。

子どもと別居している場合は、『監護・生計同一申立書』と『子どもの世帯全員の住民票(下野市内で別居の場合は不要)』の提出が必要となります。

問い合わせ先 児童福祉課 子育て支援グループ ☎52-1114